

商業施設等の自転車等駐車場附置義務の手引き

世田谷区自転車条例及び同施行規則

世田谷区では、自転車等の駐輪需要を生じさせる商業施設等に対して、条例で自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）の設置を義務づけています。

指定区域内で、指定する用途で一定規模以上の施設を新築・増築する場合は、駐輪場の設置（届出）が必要となります。

用途を変更する場合は、届出の必要はありませんが、新築・増築と同じ基準で駐輪場の設置に努めてください。

I. 指定区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域を除いた地域で附置義務が適用されます。

II. 該当する施設

指定区域において、次の表の用途の施設を新築もしくは増築する場合は、駐輪場の規模で算定した台数が10台以上の場合、届出が必要となり、駐輪場を設置しなければなりません。算定した台数が9台以下の場合、届出の必要はありませんが、駐輪場の設置に努めてください。

共同住宅等、居住用途のみの建物は該当しません。

施設の用途	駐輪場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場、学習施設	施設面積20㎡ごとに1台 (施設面積が5,000㎡を超える部分については、40㎡ごとに1台)
スポーツ施設	施設面積25㎡ごとに1台 (施設面積が5,000㎡を超える部分については、50㎡ごとに1台)
飲食店	施設面積30㎡ごとに1台 (施設面積が5,000㎡を超える部分については、60㎡ごとに1台)
ドラッグストア、日用品店、衣料品店、金融機関	施設面積40㎡ごとに1台 (施設面積が5,000㎡を超える部分については、80㎡ごとに1台)
各種専門店、映画館・劇場等	施設面積100㎡ごとに1台 (施設面積が5,000㎡を超える部分については、200㎡ごとに1台)

(備考)

- ・駐輪場の規模が1台未満の端数は切り捨ててください。
- ・施設面積は用途ごとの床面積の合計とします。ただし、階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、利用者の用に供しない休憩室及び食堂、塔屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等、利用者の立ち入りを予定しない部分は含みません。
- ・混合用途施設の場合、用途ごとに上記表の駐輪場の規模により算出した台数の合計が10台以上の場合に設置（届出）の対象になります。

・混合用途施設で施設面積の合計が 5,000 m²を超える場合は、5,000 m²を各用途の面積比で按分して算定していただきます。詳しくはお問い合わせください。

・届出時にテナントが確定しておらず、施設内の内装やレイアウトが不明など、特別の理由があると認められる場合、施設面積は次に定める式より算定することができます。

(1) スーパーマーケット等 用途の総床面積に 0.7 を乗じて得たもの

(2) 金融機関 用途の総床面積に 0.4 を乗じて得たもの

(3) その他の施設 用途の総床面積に 0.8 を乗じて得たもの

〈施設の定義〉

施設名	定義
スーパーマーケット等	主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設をいう。
学習施設	教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設をいう。
スポーツ施設	スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
飲食店	客を来集させ、食品衛生法施行令第35条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。
ドラッグストア	主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。
日用品店	主として日用品を小売りする施設をいう。
衣料品店	主として衣料品を小売りする施設をいう。
金融機関	銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、労働金庫法に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合及び農業協同組合法に規定する農業協同組合をいう。
各種専門店	特定の物品を中心に小売する施設をいう。
映画館・劇場等	興行場第1条第1項に規定する施設をいう。

Ⅲ. 適用除外施設

次の用途の施設は附置義務の適用除外となります。

(1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売施設

(2) ガソリンスタンドその他これに類する施設

(3) 駅構内の改札口内に設置された商業施設

(4) 道路法施行令第7条第13号又は高速自動車国道法第11条第2号に規定する施設

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に規定する営業を行うための施設

IV. 駐輪場の設置場所

駐輪場は施設もしくはその敷地内又は施設の入口に到達するために歩行する距離がおおむね100m以内で、自転車等の利用者が利用しやすい場所に設置してください。

V. 駐輪場の構造・設備

駐輪場の構造・設備は、施設利用者の安全が確保され、かつ自転車等が有効に駐車できるよう、以下の基準を満たす必要があります。

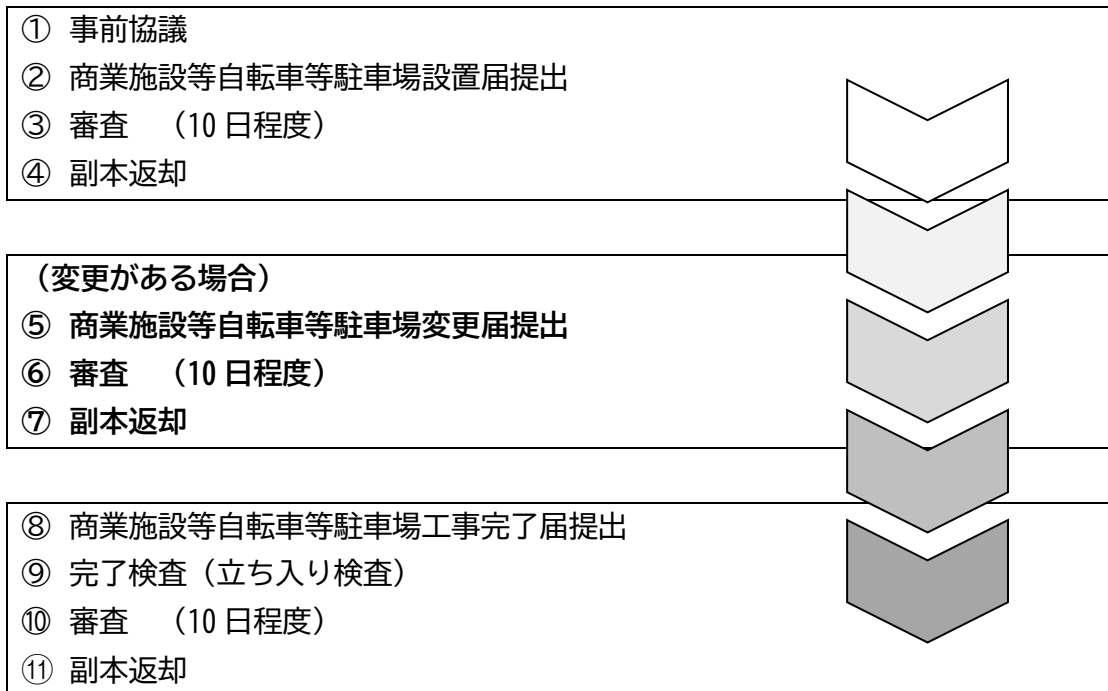
- (1) 駐輪場内の通路の幅は1.5m以上とすること
- (2) 平置き式の駐輪場においては、1台ごとの枠の表示又は駐車位置を明確に示すものの設置をすること。1台当たりの駐車スペースは、幅0.5m、奥行2mを標準とし、1㎡以上の面積を確保すること。（ラック等を用いる場合はこの限りでない。）
- (3) 駐輪場を1階以外の階に設置する場合の傾斜路、斜路付階段又は昇降機は、自転車等が安全かつ円滑に移動できるよう配慮された構造とすること。
- (4) 幼児同乗用自転車の利用が見込まれる場合は、幼児同乗用自転車が駐車しやすい構造とすること。
- (5) 駐輪場内に産業標準化法に規定する日本産業規格 Z8210 の自転車の図記号又はこれに準じたものを記載した標識を設置すること。



〈日本産業規格 Z8210 自転車〉

- (6) 駐輪場の位置及び当該駐輪場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

VI. 申請手続きの流れ



VII. 申請手続きの提出書類

◎商業施設等自転車等駐車場設置届を提出するとき

「商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書」に添付書類を添えて

正本 **副本** 計2部を提出してください。

設置者に代わって提出する場合は委任状を添付してください。

（手続きは委任された方ご本人が行ってください。）

- | | |
|------|--|
| 添付書類 | ①施設の位置図
②配置図（駐輪場の位置がわかるもの）
③施設の各階平面図（施設面積がわかるもの）
④求積図及び求積表
⑤駐輪場平面図
⑥駐輪場構造図（特殊な装置を用いる場合に限る。） |
|------|--|

※添付書類には「V. 駐輪場の構造・設備」(1)～(6)を満たしていることがわかる情報を記載してください。

◎商業施設等自転車等駐車場変更届を提出するとき

「商業施設等自転車等駐車場設置届出書」に変更が生じた場合は、「商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書」に変更後の内容を記載し、変更後の図面及び数値を記載した書類を添えて**正本** **副本** 計2部を提出してください。

◎商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届を提出するとき

駐輪場がしゅん工した時点で、「商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書」に添付書類を添えて**正本** **副本** 計2部を提出してください。

添付書類 ①平面図に写真の撮影位置、方向を示した図
②全体がわかる写真（2方向以上）
③寸法がわかる写真（メジャー等を当てて撮影したもの）
④自転車の図記号又はこれに準じたものを記載した標識の
設置状況がわかる写真
⑤自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への
経路を示す表示板の設置状況がわかる写真

Ⅷ. 完了検査

完了届提出後、現場で立ち入り検査を行います。検査概要は下記の通りです。

(1) 駐輪場の検査

収容台数、寸法（平置きの場合は1台ごとの枠も計測）等の確認

(2) 施設面積の検査

設置届出時に提出した図面と合致しているか確認するため、施設部分の一部の寸法を計測します。施設内に立ち入り、測定ができる状態で検査を行います。

立ち入り検査の日程の予約はお早めにご連絡ください。（完了届の提出前にご連絡いただいても構いません。）



〈お問い合わせ先〉
世田谷区 土木部 交通安全自転車課
電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996



第10号様式（第24条関係）

商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

下記のとおり設置
変更したので届け出ます。

記

1 施 設

設 置 場 所	世田谷区 丁目 番 号		
用 途 地 域			
設 置 区 分	1 新築 2 増築		
用 途 施 設 面 積 附置義務台数	1 スーパーマーケット等、 ぱちんこ屋等の遊技場又は 学習施設	m ²	台
	2 スポーツ施設	m ²	台
	3 飲食店	m ²	台
	4 ドラッグストア、日用品 店、衣料品店又は金融機関	m ²	台
	5 各種専門店又は映画館・ 劇場等	m ²	台
	合 計	m ²	台

2 自転車等駐車場

設 置 場 所	世田谷区 丁目 番 号		
駐 車 場 面 積	m ²	収 容 台 数	台
構 造	1 平置式 2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式		

3 営 業

営業開始予定日	年 月 日
---------	-------

第10号の2様式（第24条関係）

商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

下記のとおり自転車等駐車場の工事を完了したので届け出ます。

記

1 自転車等駐車場

設 置 場 所	世田谷区	丁 目	番 号
設 置 区 分	1 新築	2 増築	
駐 車 場 面 積			m ²
収 容 台 数			台
構 造	1 平置式	2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式	

2 施設

確 認 申 請 受 付	年 月 日
確 認	年 月 日 第 号
検 査	年 月 日

3 完了年月日

自転車等駐車場設置完了日	年 月 日
--------------	-------

4 検査

検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 員 氏 名	印
立 会 人 氏 名	印